

小松空港ターミナルビルの機能強化・空港運営等への民間活力導入検討業務委託仕様書

1. 目的

小松空港を取り巻く現下の状況は、新型コロナウイルス感染拡大を契機としたビジネス需要の減少や、少子高齢化に伴う国内需要の減少など、航空・空港業界共通の課題に加え、北陸新幹線の金沢開業、敦賀延伸開業に伴う新幹線との競合、ターミナルビルの老朽化など、小松空港が独自に抱える課題も顕在化している。

こうした状況の中、小松空港が日本海側の拠点空港として引き続き発展していくため、石川県では、小松空港の将来のあり方や取り組みの方向性を示す「小松空港中期ビジョン」を令和7年3月に取りまとめた。

「小松空港中期ビジョン」においては、「ターミナルビルの機能強化」と「空港運営等への民間活力の導入」を、小松空港の将来の展望を開く新たな取り組みとして位置づけ、令和8年3月に策定した「小松空港ターミナルビル基本構想」に、これらについての具体の方向性を整理した。

本業務は、こうした背景の下、ターミナルビルの具体の整備方針や、空港運営等への民間活力の導入を前提としたビル整備の枠組み等について検討するとともに、検討を進める上で必要となる関係機関等との調整を総合的に支援することを目的とする。

2. 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）までとする。

3. 業務内容

本業務は、以下の業務の履行を基本とするが、これに限らず小松空港ターミナルビルの機能強化及び空港運営等への民間活力の導入の検討等に必要な業務について整理し助言すること。

(1) 調査・分析業務

①小松空港ターミナルビル整備に関する調査・検討

ア 現況施設の課題整理

既存の図面や参考文献、計画等の資料を収集するとともに、現地踏査や関係者へのヒアリング等を実施し、現況施設に関して、保全的課題（配管や空調設備など、各種設備の使用年数、耐用年数、保全状況等）、構造的課題、法的課題を整理する。

イ 整備パターン案整理

発注者から提供する将来の需要予測や、想定されるターミナルビル施設の将来必要規模を基に、小松空港ターミナルビルの機能強化に係る整備パターン案を複数案整理する。整備パターン案は、空港運営に支障をきたさないよう、必要な要素を考慮に入れて整理するものとし、工期や概算工事費、耐用年数等も考慮に入れて整理するものとする。

ウ 小松空港ターミナルビル整備の方向性整理

上記ア、イを踏まえ、整備パターン案について、メリット・デメリットを比較する等により分析し、ターミナルビル整備の方向性を整理する。

②小松空港ターミナルビル整備の収支への影響を踏まえた整備の枠組み検討

ア ターミナルビル整備の収支への影響分析

発注者から提供する以下の情報について内容を精査した上で、これらの情報等を基に、ターミナルビル整備パターン案毎に、ターミナルビル運営主体の収支への影響について、収支シミュレーションを実施することにより分析する。

- ・小松空港の空港運営等に民間活力を導入する場合に想定される事業スキーム
- ・事業スキーム毎の収支の概要

イ ターミナルビル整備の枠組み検討

アの結果を踏まえ、ターミナルビル整備費用の負担のあり方や、ターミナルビルの整備・運営に係る官民連携の手法について検討し整理する。

③空港運営等における県の関与のあり方等整理

ア 県の関与のあり方整理

小松空港の空港運営等に民間活力を導入した場合における関係機関の役割分担や、県による出資や役員派遣等のあり方について、他空港の事例を踏まえつつ、共用空港としての特性を勘案の上、整理する。

イ 地元企業の関与のあり方整理

空港運営等への民間活力の導入による地元への波及効果、地元企業のビジネスチャンス等について、他空港の事例を踏まえて検討し、地元企業の関与のあり方を整理する。

ウ ターミナルビル運営主体に求める事項の整理

空港運営等に民間活力を導入する場合に、空港や地域の活性化の観点から、ターミナルビル運営主体に求める事項について、他空港の事例を踏まえて検討、整理する。

(2) 関係機関との調整に関する総合支援

ア 関係機関との調整に必要な資料作成補助等

関係機関との協議や関係者への説明に必要な資料作成の補助を行うとともに、必要に応じて協議・説明に同席し助言する。

イ 会議体の運営補助

ターミナルビルの整備方針を検討する上で設置を想定する会議体の運営に関し、必要な資料作成の補助を行うとともに、必要に応じて会議に出席し、出席者の意

見を把握し整理する。

(3) 小松空港ターミナルビル整備方針の作成

上記(1)で検討・整理した事項を体系的に整理し、小松空港ターミナルビル整備方針として取りまとめる。

4. 留意事項

- (1) 本業務は、「小松空港中期ビジョン」及び「小松空港ターミナルビル基本構想」を十分に踏まえて計画、履行すること。
- (2) 受託者は、委託契約締結後、業務の進捗状況等に関する協議・報告を随時行うとともに、必要な調整を行うこと。
- (3) 文献・画像等を引用する場合は、著作権等、基となる文献の著者等が持つ権利について受注者が必ず調整し許可を得ること。
- (4) 受託者が業務を行うに当たり個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守すること。

5. 成果品の提出

(1) 成果品

上記にてまとめた「小松空港ターミナルビル整備方針」を電子データにより納品すること。(本業務において得られたデータ・調査報告等を含む)

(2) 納入期限

令和9年3月31日(水)

(3) 納入場所

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1 石川県庁8階
石川県企画振興部交通総合対策監室 空港企画課

6. 守秘義務

受託者は、本委託業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受託者は、本委託業務に関わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本委託業務以外に使用しないこと。

再委託をする場合にあっては、受託者は、再委託先に対しても上記と同様の措置を講じること。

7. 協議事項

本仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、適宜発注者と協議を行うものとする。